・アイヌ文化フェスティバル開催事業

事業内容:4-3掲載事業と同じ

事業期間:令和元年度~令和5年度

事業費:103.680千円

・アイヌ工芸技術後継者育成事業

事業内容:4-3掲載事業と同じ

事業期間:令和2年度~令和5年度

事業費:45,751千円

・釧路市立博物館アイヌ文化展示コーナー強化事業

事業内容:4-3掲載事業と同じ

事業期間:令和元年度~令和5年度

事業費:4,458千円

・神々(カムイ)に逢える釧路市動物園整備事業

事業内容:4-3掲載事業と同じ

事業期間:令和元年度~令和5年度

事業費:268,889千円

(3)コミュニティ活動支援事業

・高齢者コミュニティ活性化による文化知見の伝承・共有化事業

事業内容:4-4掲載事業と同じ

事業期間:令和元年度~令和5年度

事業費:38.706千円

- 7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる 理由
 - (1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

- ■4-1に記載する各事業については、アイヌ工芸技術の伝承の場の設置やアイヌ高齢者のアイヌ文化に関する知見等を継承するなど、アイヌ文化の保存及び継承・伝承を推進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- ■4-2に記載する各事業については、地域におけるアイヌ文化の発信など、アイヌの伝統等の普及啓発を進めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- ■4-3に記載する各事業については、アイヌ文化体験事業やアイヌ文化ガイド事業、アイヌ文化関連観光プロモーションなど、アイヌ文化を活用した観光の振興等を進めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

- ■4-4に記載する事業については、アイヌの人々のコミュニティ活動や地域の人々との 交流の拠点となる場を整備・管理することにより、アイヌの人々が民族としての誇りをも って生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の 実現に寄与するものである。
- (2) 反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性(第2号基準)

4の事業のうち釧路市立博物館アイヌ文化展示コーナー強化事業、神々(カムイ)に達える釧路市動物園整備事業、生活館運営事業については釧路市の事業として実施するものであり、反社会的勢力の関与はない。また、それ以外の事業については、一社)阿寒アイヌコンサルン、アイヌ工芸協同組合、釧路イオル共同体への委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

- (3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(第3号基準)
 - ■事業の実施主体の特定

6で記載の各事業については、事業担当部署である釧路市福祉部地域福祉課、釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課、釧路市動物園、釧路市立博物館、釧路市阿寒町行政センター阿寒湖アイヌ施策推進室、釧路市産業振興部阿寒観光振興課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検討している。

■事業実施のスケジュールの明確性

6に記載のスケジュールは、それぞれ事業担当部署である釧路市福祉部地域福祉課、釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課、釧路市阿寒町行政センター阿寒湖アイヌ施策推進室、釧路市動物園、釧路市立博物館、釧路市産業振興部阿寒観光振興課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取り等を踏まえて作成したものであり、その妥当性を検討している。

■地域住民の意見聴取

計画の策定に当たっては、アイヌの人々はもとより地域住民の意見を聞き了解を得た。

- 8 目標達成状況に係る評価に関する事項
- (1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載する各事業におけるKPIについて、実績値を公表する。また目標の達成状況について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期:計画最終年度の3月末時点。

内容:数値目標の達成状況について、毎年度3月をめどに関係者連絡会議を開催し、各事業の効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

- 9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
 - ① 当該事業の必要性等

釧路市は北海道の東部に位置しており、北部に阿寒湖温泉地区、中部に阿寒地区、南部に釧路地区、西部に音別地区からなる。釧路・阿寒湖エリアは、釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の2つの国立公園を有し、豊かな自然に恵まれ、特別天然記念物の「タンチョウ」や「阿寒湖のマリモ」など貴重な動植物とその生態が見られる。

また、阿寒湖には、アイヌの人々が暮らしながら文化を継承する場として国内最大規模の「アイヌコタン」があり、釧路地区をはじめ大自然とアイヌ文化が融合する日本でも貴重なエリアとなっている。

アイヌの人たちは、伝統儀式に用いるイナウ(木製の祭具・ヤナギ等の枝で作る)をはじめとする各種の生活用具を周辺の森林から採取した樹木の枝・幹等の林産物を材料として制作していた。

こうした林産物の採取は、現在、春採湖周辺の市有地と北海道管理地で行われており、今後においては許可を得て環境省所管地、林野庁所管地、二タイトーの森((一財)前田一歩園財団所有地)、釧路東インターチェンジ周辺においても行う予定である。

しかしながら、高齢化が進展しつつあり、環境省所管地、林野庁所管地においては手続きの煩雑さなどから採取するエリアが限られつつあり、今回の供用林野制度の特例措置により、こうした課題を解決し、アイヌ文化の維持及び次世代への継承を図る方針である。

② 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的及び概ねの数量イオル再生事業のための試験栽培用。

・エゾイラクサ : 若芽の葉は食用。成長した茎からは糸を作成・5株 種約20g

・ムカゴイラクサ: 若芽の葉は食用。成長した茎からは糸を作成・5株 種約100g

・ヤマブドウ :若葉、ツルの若葉、実は食用。ツルで靴や籠を作成・種約200粒

·エハ(ヤブマメ): 食用·地上種200粒、地下種約50粒

・オオウバユリ:でんぷんの採取、食用・10鱗茎、種約50g

・ガマ : 茎葉を乾燥させゴザを編む・種約2.0g

・ニリンソウ :食用10株・種約50g・ヒエ :食用10株・種約50g・アワ :食用10株・種約50g

・フキ :食用50Kg・コゴミ :食用10kg・ワラビ :食用10kg・キノコ各種 :食用5Kg

・ヤナギ : 儀式・儀礼用 枝約50本

③ ②の林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署又は森林管理支署の名 称

·場所:釧路市阿寒町 根釧西部森林管理署 国有林

·管轄:北海道森林管理局根釧西部森林管理署

- ④ 予定する契約者 釧路市
- ⑤ 予定する供用者(供用者の要件の考え方等を記載) 釧路市内に居住する者であって、イオルの再生やイナウの作成・使用等を通じて、アイ ヌ文化の復興等に資する意向のある者等(個々の共用者は契約時に作成する規約書に おいて記載する)
- ⑥ 管轄する森林管理署または森林管理支署との事前調整状況 8月23日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。
- 10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
 - ① 当該事業の概要

アイヌの人々にとって鮭は、カムイチェプ(神の魚)、シペ(本当の食べ物)として、食料としてはもちろん衣服や履物にもなり、アイヌの人々の生活に欠かすことのできない大切な魚であった。鮭が遡上する舌辛川、阿寒川沿いのコタン(集落)では、マレク(突き鉤)等を使った漁が行われ、秋にはその年最初に獲れた鮭をカムイに捧げる儀式である「アシリチェプノミ(新しい鮭を迎える儀式)」が行われていた。

釧路イオル共同体では、アイヌにおいて継承されてきた漁法を保存または継承し、漁法等に関する知識の普及啓発を行うため、平成30年度に白糠郡白糠町の茶路川にて白糠町のアイヌ協会会長からマレクの作成方法、漁法等に関する知識を習得した。令和元年度からは、マレク漁を一般の子供から大人に体験してもらい、鮭を使ったアイヌ伝統料理を提供する体験交流型イベントを開催し、また、とばや鮭の皮を用いた服・靴などを作り、アイヌ文化の伝承と理解の増進を図る方針である。

② 実施主体

釧路イオル共同体

住所:釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目7番11号

③ 採捕の区域

釧路市阿寒町の舌辛川(富士見橋から鹿鳴の滝の区域)、阿寒川(釧路市桜田12線、桜田橋上流端の線から北電飽別電力所ピリカネップ取水口下流端の線までの区域)、白糠郡白糠町の茶路川(大苗河原線大苗橋から町道上川西右線協和橋の区域)(別添位置図参照)

④ 採捕の期間

10月~11月下旬のうち約2週間

- ⑤ 採捕する水産動物の種類及び数量 鮭合計100尾
- ⑥ 使用漁具

種類:マレク

規模:長さ200cm

数量:5本

漁法:マレク(突き鉤)によるアイヌ民族伝統漁法(別添資料参照)

- ⑦ 採捕従事者
- ⑧ 使用船舶なし
- ⑨ 関係機関との事前調整状況
 - ・(社)十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会との事前調整状況 8月23日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。
 - ·白糠漁業協同組合
 - 8月26日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。



